

# 交通の安全と自転車通学のルール

## 交通の安全

- ◎歩行者が歩くときは、右側。自転車は、左側を1列で通行する。
- ◎歩行者は、車道ではなく、歩道を歩く。
- ◎部活動の遠征や学校行事他日頃から自転車を利用する際は、下の「自転車通学者のルール」を参考に、安全に利用する。
- ◎道路を横断するときは、左右の安全をよく確かめて、直角に横断する。
- ◎信号は必ず守る！ 点滅や黄色は渡らない。
- ◎安全を自分で確かめる。飛び出しをしない。相手への思いやりを持つ。
- ◎危険を予知する。一歩先を予想した行動が身を守る。
- ◎事故にあってしまったら、必ず家庭・警察に連絡をする。その場で簡単に解決しない。その後、学校に連絡をする。

## 自転車通学者のルール

松伏中では許可制で自転車通学者を認めています。許可をもらうには、ルールを守るといふ旨を含んだ申請書を出して許可を受けています。したがって、以下のルールを認識しておいて下さい。

1. 自転車は警察において防犯登録がしてある実用自転車とする。
2. 登下校時は必ずヘルメットを正しく着用する。
3. 学校指定の通学用自転車鑑札を後輪タイヤカバーの反射板付近につける。
4. 常に安全運転に留意し、次のことを必ず守る。(違反した場合は1点減点とする)

- ① 横隊進行(2列以上並進)をしない。
- ② 片手、手ばなしなど、無謀な運転をしない。
- ③ ライトはいつも整備し、夜間は必ず点灯する。
- ④ ブレーキはよく整備し、いつでもよく効くようにする。
- ⑤ 十字路、T字路では、場所に応じて必ず徐行、一時停止、下車する。
- ⑥ 2人乗車は絶対しない。
- ⑦ 雨の日は雨具をつけ、傘は使用しない。
- ⑧ 校内では押して歩く。
- ⑨ 前かごに入りきらない荷物はひもで荷台にしばる。
- ⑩ ヘルメットは必ず着用する。

5. 上記の約束に違反し、改善が見られない場合は、自転車通学許可の停止や許可を取り消す場合があります。
  6. 自転車点検を受けなかったり、修理・改善するように指導されてから、2週間過ぎても再点検を受けず、指導しても改善されない場合は自転車通学許可を取り消すことがある。
- ※各学期に1回、自転車通学者を対象に自転車点検を行います。自転車が故障したら、すぐに修理をして、未然に事故を防ぎましょう。

以上のことを守り、安全な自転車通学にしよう。